

令和2年度私立高等学校等奨学のための給付金

～家計が急変した世帯へのお知らせ～

制度概要

「奨学のための給付金」は、授業料以外の教育費の負担軽減のために実施されている給付金です。通常は、道府県民税・市町村民税の所得割（以下「所得割」という。）が非課税の世帯、または生活保護（生業扶助）受給世帯が対象ですが、新型コロナウイルスの影響に伴い、対象世帯を広げることとなりました。今回新たに、「**家計の急変によって、所得割が非課税に相当する水準まで収入が激減した世帯**」も対象となります。なお、「奨学のための給付金」は返済の必要はありません。

主な要件

- ① 家計の急変により収入が激減し、保護者等（親権者全員）の所得割が非課税である世帯に相当すると認められること
- ② 生活保護（生業扶助）受給世帯ではないこと
- ③ 保護者等（親権者全員）が、大阪府内に在住していること など

※ その他詳細は、大阪府ホームページ等でご確認ください。

給付金額（次のアとイの合計額を給付します）

ア 家計の急変が発生した時期により、給付金額が異なります！

- ① 令和2年6月30日以前に家計が急変した場合 → 下表の給付金額を支給します。
 - ② 令和2年7月1日以降に家計が急変した場合 → 下表の給付金額の一部を支給します（※）。
- ※ 給付金額を12カ月で割った金額に、申請日が属する月の翌月から令和3年3月までの月数を掛けて算出。

区分	対象生徒の区分	給付金額		
		全日制	通信制	専攻科
1	区分2に該当する兄弟姉妹のいない生徒	103,500円	38,100円	—
2	生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹がa・bのいずれかに該当する場合 a 兄・姉が高等学校等に在学する場合 b 15歳以上23歳未満で、中学校や高等学校等（全日制・定時制）に在学していない場合	138,000円		—
3	専攻科の生徒	—	—	38,100円

イ オンライン学習に係る通信費相当額の追加給付（家計の急変が発生した時期により、給付金額が異なります）

- ① 令和2年6月30日以前に家計が急変した場合 → 10,000円を追加給付します。
 - ② 令和2年7月1日以降に家計が急変した場合 → 別途算定した金額を追加給付します（※）
- ※ 詳細は、大阪府ホームページでご確認ください。

制度に関する問合せ先

- 府民お問合せセンター ピピッとライン 電話：06-6910-8001 FAX：06-6910-8005
- 教育庁 私学課 奨学のための給付金担当 電話：06-6941-0351（代） FAX：06-6210-9276

HP

大阪府 奨学のための給付金

検索 